



静岡県経済産業部

企業の皆様、働く皆様へ
新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

資金繰り支援

雇用の維持

感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立

更新情報

○県産品消費回復緊急対策事業のキャンペーン期間を延長しました。

令和2年9月10日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

資金繰り 支援	融資を受けたい。 資金繰りについて相談したい。	県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対策貸付」	1
		県制度融資「経済変動対策貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	2
		参考 (日本政策金融公庫) 新型 新型コロナウイルス感染症特別貸付	3
		農林水産業災害対策資金 利子補給金	4
雇用の 維持	労務管理や雇用調整助成金等 について専門家に相談したい。	中小企業センター事業 小規模事業経営支援事業	5
	雇用調整助成金について 相談したい。	参考 雇用調整助成金	6
	休業支援金関係について、相談 したい。	参考 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	7
	再就職のための職業訓練を 受けたい。	離職者等再就職支援事業	8
	就職相談、キャリアカウンセリング等の 各種アドバイスを受けたい。	しずおかジョブステーション 運営事業	9
	離職した外国人技能実習生の 再就職について相談したい。	外国人技能実習生等再就職 支援事業	10
感染症拡大 防止対策と 社会経済 活動の両立	新たな生活様式に対応するITスキ ル等の獲得に向けた在職者訓練を 受けたい。	生産性向上職業訓練事業	11
	新たなビジネスモデルに挑戦 したい。	小規模企業経営力向上 支援事業	12

企業の皆様、働く皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

感染症拡大 防止対策と 社会経済 活動の両立	通販サイト（EC）を活用して、 販路拡大に取り組みたい。	県産品消費回復緊急対策事業	13
	JA静岡経済連の通販サイト（EC） を活用して販路拡大に取り組みたい。	農林水産物販売促進 緊急対策事業	14
	水産業でネット通販やスーパー向け 販路開拓等の新事業を展開したい。	水産イノベーション対策支援推進事業 （新型コロナウイルス感染症対策特別枠）	15
	山梨県と連携した県産品等の販売 に取り組みたい。	ふじのくに（静岡・山梨）県産品 販売促進連携事業	16
	県内ブランド和牛肉や県産水産物 等の需要先を確保したい。	和牛肉等販売促進緊急対策事業 水産物販売促進緊急対策事業	17
	医療機器等の製品開発や生産に 取り組みたい。	医療機器産業基盤強化推進 事業	18

○持続化給付金等の国の支援については、経済産業省
ホームページをご覧ください。



○雇用調整助成金等の詳細については、厚生労働省
ホームページをご覧ください。



○日本政策金融公庫が行う金融支援の詳細については、日本政策金融
公庫のホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html）
をご覧ください。

バイ・シズオカ



Buy Shizuoka! 静岡県

資金繰り支援

県制度融資

「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」

新型コロナウイルス感染症の影響により**売上が減少している中小企業**向けに、**県制度融資で国と連携した融資を実施**します。

実質無利子（当初3年間）・**無担保**・**据置5年**（最大）・**保証料減免**

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（申請時の前月売上高） ①個人事業者 ※1 △ 5% 保証料0 + 利子0 ②小・中規模事業者(上記を除く) △ 5% 保証料1 / 2 ※2 ③同上 △ 1.5% 保証料0 + 利子0
融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	①、③に該当する場合 3年目まで 0.00% 4年目以降 1.90% ②に該当する場合 全期間 1.90%
保証制度 保証料率	セーフティネット4号・5号・危機関連保証を利用 ①、③に該当する場合 0.00% ②に該当する場合 0.425% （経営者保証免除対応の場合0.525%）
担保・保証人	無担保（既根抵当権を除く） 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。また、経営者保証免除対応を適用する場合には法人代表者の連帯保証を徴求しません。
取扱期間	令和2年5月1日～令和2年12月31日

※1 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者は5人）以下のもの

※2 保証料率0.85%の1/2で0.425%となる。（経営者保証免除対応の場合は、0.525%）

お問い合わせ先

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

1

県制度融資「経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)」

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している
中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	○売上高減少要件 新型コロナウイルス感染症により、 <u>直近1か月間の売上高が前年同月比10%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）
融資利率	1.40%（普通保証、セーフティネット5号保証） 1.30%（セーフティネット4号保証、危機関連保証） ※市町の利子補給により融資利率が下がる場合があります
保証制度 保証料率	（普通） 0.28%～1.20% （セーフティネット5号） 0.58% （セーフティネット4号） 0.60% （危機関連） 0.80%
取扱期間	令和2年4月28日～令和2年10月31日

※県の保証料補助はありません。

(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業向けに、日本政策金融公庫においても、融資を実施しています。

項目	内容										
資金用途	設備資金・運転資金										
融資要件	申請時の前月売上高 △ 5%以上										
融資限度額	国民生活事業	中小企業事業									
	8,000万円 (無利子上限4,000万円)	6億円 (無利子上限2億円)									
融資期間	運転15年以内(据置期間:5年以内) 設備20年以内(据置期間:5年以内)										
融資利率	基準金利 ただし、3千万円を限度として、 融資後3年目までは基準金利 -0.9%、4年目以降は基準金利	基準金利 ただし、1億円を限度として、 融資後3年目までは基準金利 -0.9%、4年目以降は基準金利									
	事業者は金融機関に利子を支払った後、政府の指定する実施機関から利子補給の受け取りが可能(3年間実質無利子) 【利子補給の要件】										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table>			小規模事業者	中小企業者	個人	要件なし	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
	小規模事業者	中小企業者									
個人	要件なし	売上高▲20%以上									
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上									
	(※)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員*が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 *労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※)売上高要件の比較は、本貸付で確認する最近1カ月に加え、その後2ヶ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較。										

※内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

日本政策金融公庫ホームページ (https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫

静岡支店 国民生活 (054-254-4411)
 中小企業 (054-254-3631)
 浜松支店 国民生活 (053-454-2341)
 中小企業 (053-453-1611)
 沼津支店 国民生活 (055-931-5281)

資金繰り支援

農林水産業災害対策資金利子補給金

融資制度の対象災害に「新型コロナウイルス感染症」を追加し、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営に影響が出ている農林水産業者を支援します。

(拡充分)

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた方
融資限度額	運転資金 個人1,000万円 法人2,000万円 生活資金 個人 300万円
融資利率 (令和2年7月1日現在)	融資利率 (申請者負担) 0.20%
償還期間	5年以内 (うち据置期間1年以内)
保証制度 保証料率	○静岡県農業信用基金協会 (申請者負担) 運転資金及び生活資金 0.311% ○全国漁業信用基金協会静岡支所 (申請者負担) 運転資金 : 0.850%又は1.050% (ただし、国の助成により実質0%となる可能性あり) 生活資金 : 1.000%
融資枠	令和2年度融資枠 1億円
申込期間	令和2年5月1日～令和3年3月31日

※林業者・木材製造業者については、取扱金融機関は静岡県信用農業協同組合連合会のみとなります。(営業統括グループ 電話054-284-9699)

お問い合わせ先

静岡県信用農業協同組合連合会 (054-284-9528)
県内の農業協同組合
静岡県信用漁業協同組合連合会 (054-631-5735)
静岡県農業ビジネス課 (054-221-2629)
静岡県林業振興課 (054-221-2667)
静岡県水産振興課 (054-221-2694)

雇用の維持

中小企業支援センター事業

小規模事業経営支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模企業等の経営に関する相談にきめ細かく対応するため、各分野の専門家を派遣して支援します。

ご利用いただける方	中小企業、小規模企業等
経営相談の概要	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士 などの派遣元に登録している専門家 (相談例) 労務管理、雇用調整助成金等の相談のほか、資金繰りの安定化、売上減少への対応、BCP計画の策定など
費用負担等	専門家への謝金及び旅費の2/3を県が負担します。 ※1回(日)につき1万円～1万5千円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。
お申込み先	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会、商工会議所で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、**4月1日から9月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において次のとおり、さらなる特例措置を実施**します。

特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間（4月1日から9月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 （3か月10%以上低下）	生産指標要件を緩和（1か月5%以上減少）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める（緊急雇用安定助成金）
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は、10/10（中小）、3/4（大企業））
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3（中小）1/2（大企業） 加算額1,200円	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は、10/10（中小）、3/4（大企業）） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件 3か月以上1年以内	出向期間要件 1か月以上1年以内

※助成金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）でご確認ください。

お問い合わせ先

静岡労働局

雇用調整助成金センター（054-653-6116）

6

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主の指示で休業した中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給**します。

項目	内容
対象者	令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者
支援金額の算定方法	1日当たり支給額（※1） × 休業実績（※2） ※1 休業前の1日当たり平均賃金×80%（上限11,000円） ※2 各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数
申請方法	郵送（オンライン申請も準備中） （労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能）
必要書類	①申請書、②支給要件確認書（※）、③本人確認書類、④口座確認書類 ⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの ※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。 事業主及び労働者のそれぞれが記入の上、署名。 ※ 事業主の協力が得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付 （この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める）。
申請書の入手及び提出先	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金ホームページ （ https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html ）にて御確認ください。

※支援金・給付金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金情報関係ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）でご確認ください。

お問い合わせ先


新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター（0120-221-276）
月～金 8:30～20:00
土日祝 8:30～17:15

7

雇用の維持

離職者等再就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で失業した方をはじめ、**離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を拡充して実施**します。

区分	内容	
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。	
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、 かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)	
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。	
実施場所	県立技術専門校が委託する民間教育訓練機関	
訓練期間	2～6ヶ月(訓練コースによって異なります。)	
訓練内容	○介護分野、IT・パソコンスキル (拡充) ○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。  <table border="1" data-bbox="1066 1417 1300 1503"><tr><td>職業能力開発課 離転職者訓練</td></tr></table> http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_ritensyoku.html	職業能力開発課 離転職者訓練
職業能力開発課 離転職者訓練		
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただくか、各技術専門校にお問い合わせください。	
技術専門校 連絡先	<東部> 沼津技術専門校 TEL055(925)1071 <中部> 清水技術専門校 TEL054(345)3098 <西部> 浜松技術専門校 TEL053(462)5604	

お問い合わせ先 職業能力開発課 (054-221-2821)

雇用の維持

しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者から中高年齢者、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方など**求職活動を行うすべての方に対し一貫した就職支援を実施**しています。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	○学生、若者、中高年齢者から育児中の方まで、世代やレベルに応じた就職相談、キャリアカウンセリング、各種アドバイスを就職サポーターが行います。 ○臨床心理士が心の相談に対応します。
就職氷河期世代の支援	○就職氷河期世代を専門に支援する就職サポーターによる支援を行います。
外国人相談	○日本語が話せない方でも、仕事の相談や面接の練習ができるよう、外国語の通訳を配置しています。
セミナー	○年代やレベルなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
ハローワークコーナーで職業紹介	○ハローワーク相談員が職業紹介を行います。 ○求人検索機も設置しています。
場所	○しずおかジョブステーション東部（055-951-8229） 場所：沼津市大手町1-1-13 沼津商連会館ビル2階 ○しずおかジョブステーション中部（054-284-0027） 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 ○しずおかジョブステーション西部（053-454-2523） 場所：浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎1階

お問い合わせ先 労働雇用政策課（054-221-2825）

雇用の維持

外国人技能実習生等再就職支援事業


- 新型コロナウイルス感染症の影響で**実習の継続が困難となった外国人技能実習生の再就職を支援**します。
- 技能実習生の再就職を円滑に進めるため、**受入れ先企業や技能実習生と相談し、オーダーメイド型の研修を実施**します。

区分	内容
再就職支援	<ul style="list-style-type: none">○コーディネーターが離職した技能実習生を支援 技能実習生に対する再就職のアドバイス 技能実習生の雇用に関心を持つ企業を開拓○コーディネーターが受入れ先企業を支援 離職した技能実習生の受入れ先企業を支援します。 (在留資格の変更手続きや受入体制整備の相談)
オーダーメイド型研修	<ul style="list-style-type: none">○コーディネーターがオーダーメイド型研修を実施 外国人技能実習生が、円滑に再就職できるよう、受入れ先企業や技能実習生と相談し、必要となる業務上の基礎知識等の研修を実施します。

雇用の維持

生産性向上職業訓練事業

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、「非接触・遠隔」をキーワードにした事業活動の加速が見込まれるため、**今後のデジタル化、「非接触・遠隔型」の社会・経済構造の変化に対応できる人材を育成するための在職者訓練を新たに実施します。**

区分	内容
事業内容	技術革新に対応できる人材を育成し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
ご利用いただける方	原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
訓練内容	I Tスキル訓練 (非接触・遠隔) (新規) ○テレワーク、Web面接、技術者向けITスキルなど ○8月3日(月)～5日(水) 県内3会場で開催 詳細は、以下のHPをご覧ください。 http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_telework.html
	成長産業分野 ○産業用ロボット、新素材（チタン加工など）、情報通信（IoTを活用したアプリ開発など）等 ○静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作 詳細は、以下のHPをご覧ください。  <table border="1" data-bbox="1157 1545 1396 1635"><tr><td>職業能力開発課 離転職者訓練</td></tr></table> http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_zaisyoku.html
職業能力開発課 離転職者訓練	
募集期間	○ITスキル訓練 【募集終了しました】 令和2年7月6日(月)～22日(水) ○成長産業分野 【募集継続中】 各技術専門校で募集中

お問い合わせ先

職業能力開発課 (054-221-2821)

感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立 小規模企業経営力向上支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響下において、**新たなビジネスモデルに挑戦する小規模企業を支援**します。

ご利用いただける方	令和2年2月以降の任意の1か月間の売上が、前年同月比10%以上減少した小規模企業 ※過去に当該補助金を受けた小規模企業、経営革新計画の承認を受けた小規模企業も応募可能
対象となる事業	以下の要件を全て満たすもの ①新規挑戦又は既存の大幅改善 ②需要開拓又は生産性向上 ③将来の経営革新計画承認取得を目指すもの (事業例) ○地元野菜を使った商品を開発し、ネット販売する等の新たな取組 ○アプリを活用したデリバリー営業の展開 ○リモートワークの導入 など ※本事業は概算払いが可能です。
補助率	2 / 3
補助上限	50万円以内
お申込み先	最寄の商工会、商工会議所
募集期間	令和2年8月3日(月)～9月23日(水)

お問い合わせ先 経営支援課 (054-221-2807)

感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立 県産品消費回復緊急対策事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、販売に影響を受けている**農林漁業者や加工品事業者を支援するため、通販サイト（EC）を活用した販路拡大に取り組みます。**

事業内容	WEB上の3サイト（47クラブ、楽天市場、うまいもんどットコム）に仮想店舗を出店し、県産品（県内で生産、製造、加工した商品）を販売
取扱商品	1,000商品以上 （食セレクション認定商品、新商品セレクション受賞商品をはじめとした農林水産物・加工品ほか）
サイト 開設期間	令和2年7月15日（水）から令和3年1月までの半年間 （10月末まで、3,000円以上の購入で送料無料、 20%割引クーポン発行）
掲載商品 の募集	「バイ・シズオカ」ポータルサイトで募集中（サイト開設期間中は随時募集） ポータルサイトアドレス https://buyshizuoka.com

感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立 農林水産物販売促進緊急対策事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、販売に影響を受けている農林漁業者を緊急的に支援するため、J A 静岡経済連の通販サイト（E C）を活用した販売促進に取り組みます。

<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ J A 静岡経済連が運営する通販サイト（E C）「しずおか 手しお屋」において、県産農林水産物及びその加工品を割引販売（最大 3 割引） ○ 新型コロナウイルスの影響が大きい品目の取扱商品の拡充（牛肉、花き（花束加工）、水産加工品等） ○ W E B 広告やマスメディアを活用した各家庭への P R
<p>取扱商品</p>	<p>静岡県産の農林水産物・加工品</p> <p>※温室メロン、牛肉、キンメダイ加工品、葉しょうが、お茶等の商品を割引販売（対象商品は随時追加）</p>
<p>割引販売期間</p>	<p>割引販売は終了しました</p> <p>（割引販売期間：5月8日から6月30日まで）</p>



感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立

ふじのくに（静岡・山梨）県産品販売促進 連携事業

県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼び掛ける「バイ・シズオカ」の取組を積極的に展開し、県内経済の着実な回復を図ります。この取組を更に促進するため、富士山を共有する**山梨県との連携により、県民が相互に地場産品の購入や施設を利用する「バイ・ふじのくに」の取組を推進**します。

区分	内容
県産品 販売促進	山梨県と連携した県産農林水産物の消費・販路の拡大 ○ 県産品の詰め合わせ宅配 山梨県と連携し、本県の農芸品と山梨県産品の詰め合わせセットを販売することで、両県の旬の農林水産物を消費者が購入できる仕組みを構築 ○ 山梨県と連携した県産品の販路拡大 静岡、山梨両県に出展しているスーパーに静岡県産品コーナーを設置し、県産品の販売を促進 ○ 両県産品の販売機会の創出 物産展の開催やイベントへ等を通じた県産品の購入機会の創出
募集 情報等	随時、県マーケティング課HPに掲載します。

お問い合わせ先 **マーケティング課（054-221-3389）**

感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立 和牛肉等販売促進緊急対策事業 水産物販売促進緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上げ減少の影響を受けた県内ブランド和牛肉や県産水産物等の需要先を確保するため、小中学校等の学校給食に提供し、販売を促進します。

区分	内容
和牛肉等 販売促進 緊急対策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業取組主体 （公社）静岡県畜産協会 ○提供品目(予定) 和牛肉等 地鶏肉 ○事業実施時期： 各学校の希望もお聞きしながら、8月以降順次実施する 予定です。
水産物 販売促進 緊急対策 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業取組主体 静岡県漁業協同組合連合会 ○提供品目（想定） マダイ、マアジ、ウナギ、ニジマス等の加工品 ○実施時期 各学校の希望もお聞きしながら、7月以降順次実施する 予定です。

お問い合わせ先

畜産振興課 (054-221-2705)
水産振興課 (054-221-2345)

感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立 医療機器産業基盤強化推進事業

新型コロナウイルス感染症により顕在化した、マスク等の衛生資材や人工呼吸器等の不足等の課題に対応するため、医薬品・医療機器産業の国内産業化の推進や、アフターコロナを見据えたデジタル化、遠隔・非接触への対応など、「命を守る産業」である医療機器産業の基盤強化の取組を支援します。

ご利用いただける方	①県内に拠点を置く中小企業 ②上記の中小企業を代表とし、民間事業者、大学及び研究機関等2者以上により構成されるコンソーシアム
対象となる事業	医療現場において、新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題に対応し、「命を守る産業」の基盤強化に必要な資材、機器、システムなどの製品開発、生産等に係る経費を助成 (想定取組例) ・検査キットの製造に必要な研究資材や装置部品の開発 ・人工呼吸器等、輸入比率の高い医療機器の開発 ・健康状態を簡便に計測するチェックマーカーの開発 ・遠隔・非接触診療等を実現するロボットの開発 ・健康状態を遠隔把握するウェアラブル端末の開発
助成率	2 / 3 以内
助成上限	2, 0 0 0 万円
お申し込み先	公益財団法人静岡県産業振興財団 担当 研究開発支援チーム 電話 054-254-4512
募集期間	令和2年6月26日(金)～令和2年7月10日(金) 17時必着 (募集終了しました)

お問い合わせ先 新産業集積課 (054-221-3588)